【参考１】

地球温暖化対策検討部会設置要領（案）

（設置目的）

第１条　地球温暖化対策に関して専門的・集中的な調査審議を行うため，豊中市環境審議会規則（平成８年５月１日規則第２１号）（以下「審議会規則」という。）第７条の規定に基づき，環境審議会（以下「審議会」という。）に，地球温暖化対策検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　部会は，次に掲げる事項について，調査審議するものとする。

（１）地球温暖化防止地域計画の策定に関すること。

（２）その他本市における地球温暖化対策の推進に関すること。

（構成）

第３条　部会は、委員６人以内で組織する。

２　部会委員は，豊中市環境審議会規則第７条第２項に基づき、審議会委員及び専門委員のうちから審議会会長（以下「会長」という。）が指名する。

（部会委員の任期）

第４条　部会委員は，第２条に規定する評価に係る調査審議が終了したときは，解任されるものとする。

２　審議会会長は，特別の理由があると認める場合は，前項の規定にかかわらず，委員を解任することができる。

（部会長）

第５条　部会長は、審議会規則第７条第３項に基づき、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

２　部会長に事故あるとき，または欠けたときは，あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（運営）

第６条　部会は，部会長が招集し，部会長が議長となる。

２　部会は，部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は，出席した委員等の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第７条　部会長は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　部会の庶務は，環境部ゼロカーボンシティ推進課において処理する。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか，部会の運営について必要な事項は，部会長が定める。

附　則

この要領は，令和８年●月●日から施行する。